

**令和8年度（2026年度）
広島市会計年度任用職員（家庭相談員）募集案内
【令和8年7月採用】**

令和8年（2026年）5月1日
広島市こども未来局こども青少年支援部

試 験 日	令和8年6月4日（木）
受 付 期 間	令和8年5月1日（金）～令和8年5月28日（木）（必着）

1 採用予定数等

採用予定数	勤 務 場 所	職 務 概 要
若干名	各区役所厚生部 地域支えあい課	こどもの養育に関する以下の相談等に対し、助言指導などの業務に従事します。 ・子育てや親子関係のこと ・こどもの心身の発達や障害のこと ・こどもの対人関係や就学のこと ・こどもの生活の乱れや非行のこと ・虐待が疑われるこどものこと

※ 採用後、他の区役所に異動になる場合があります。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす人

- (1) 4ページの①から⑩のいずれかに該当する人（令和8年6月末までにいずれかの要件を満たす見込みの人を含む。）
- (2) 次のいずれかに該当する人（令和8年6月末までに取得見込みの人を含む。）
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

日 時	会 場	合 格 発 表
6月4日（木） 午前9時30分集合 （午前9時15分開場予定） （正午頃終了予定）	広島市中区地域福祉センター5階 ボランティア研修室 （中区大手町四丁目1番1号）	6月10日（水） （発送予定）

- [注] (1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
(2) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
(3) 電話、メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科 目 等	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験 [40分：約800字] （参考：前回の試験の出題テーマ： 「これからの福祉において重要だと思うこと」）
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）

イ 資格登録証の写しや卒業証明書など、4ページの①から⑩までのいずれかに該当することを証明する書類（写しでも可。取得見込みの人を除く。また、相談援助業務又は児童福祉事業に従事したことを証明する際は、別添所定の証明書を使用してください。）

※なお、提出書類は受付後、返却しません。

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当

(3) 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月28日（木）まで（必着）

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込みは、5月28日（木）までに提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。

なお、5月25日（月）以降に投函される場合は速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的のみ使用します。

6 採 用

(1) 採用予定日は、令和8年7月1日です。

(2) 合格者は、採用候補者名簿（原則として令和9年3月31日まで有効）に搭載し、採用される資格を取得します。

なお、合格者数は、採用予定数と辞退見込数等を基礎として決定されますので、採用予定数を若干上回ることもあり、欠員等の状況によっては、合格しても採用が予定日より遅れたり、採用されないことがあります。

※ 採用予定日に採用とならない合格者については、合格発表時にその旨を通知します。

(3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年6月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

(4) 受験資格の要件を取得見込み等で受験した人は、令和8年6月末までに取得等ができない場合は、採用される資格を失います。

(5) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

(1) 任用期間

採用日から令和9年3月31日まで。

（令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務（再度の任用）をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。）

(2) 勤務場所

各区役所厚生部地域支えあい課

※採用後、他の区役所に異動になる場合があります。

(3) 勤務日、勤務時間及び休憩時間等

原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は午前10時15分から午後5時（休憩時間は正午から午後1時までの1時間）までの週28時間45分です。

(4) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日

(5) 給与等

初任給 報酬月額 約199,000円（地域手当を含む。）

年収見込 約3,327,000円（期末手当及び勤勉手当を含む。）

このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。

なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。

(6) 加入保険等

健康保険（広島市職員共済組合）、厚生年金保険、公務災害補償制度及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。

(7) その他

区役所は庁舎内全面禁煙です。

8 その他、受験に際しての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な点があれば、以下の問合せ先までご連絡ください（試験の内容に関わる質問にはお答えできません。）。

◇ 問 合 せ 先 ◇

広島市子ども未来局子ども青少年支援部子ども・家庭支援担当

☎：（０８２）５０４－２９７３

〒７３０－８５８６ 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市役所本庁舎１２階

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校^{※1}その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程^{※2}を修了した人
 - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、厚生労働省令で定める施設^{※3}（以下「指定施設」という。）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務^{※4}」という。）に従事した人
 - ③ 医師の資格を有する人
 - ④ 社会福祉士の資格を有する人
 - ⑤ 精神保健福祉士の資格を有する人
 - ⑥ 公認心理師の資格を有する人
 - ⑦ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人であって、厚生労働大臣が定める講習会^{※5}の課程を修了した人
 - ⑧ 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑨ 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑩ 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑪ 社会福祉士となる資格を有する人（④に規定する人を除く。）
 - ⑫ 精神保健福祉士となる資格を有する人（⑤に規定する人を除く。）
 - ⑬ 保健師の資格を有する人
 - ⑭ 助産師の資格を有する人
 - ⑮ 看護師の資格を有する人
 - ⑯ 保育士の資格を有する人であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した人であり、かつ、厚生労働大臣が定める指定講習会^{※6}の課程を修了した人
 - ⑰ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する人
 - ⑱ 社会福祉主事の資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である人であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した人
 - ・ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ・ 児童相談所の所員として勤務した期間
 - ⑲ 社会福祉主事の資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した人（⑱に規定する人を除く。）
 - ⑳ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員
- ※1 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。
- ※2 「講習会の課程」とは、全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程をいう。
- ※3 「厚生労働省令で定める施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設及び前記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設をいう。
- ※4 「相談援助業務」とは、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について（平成29年3月31日雇児発0331第43号）の通知に定める業務の範囲をいう。
- ※5 「厚生労働大臣が定める講習会」とは、児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成29年3月31日厚生労働省告示第130号）をいう。
- ※6 「厚生労働大臣が定める指定講習会」とは、児童福祉法施行規則第6条第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成17年2月25日厚生労働省告示第42号）をいう。